

4 月号 (535 号)

警察官らは、令和 6 年 5 月 16 日、参考人から「X から何度か覚醒剤を買った」旨の供述を得たことから、X を照会したところ、覚醒剤事犯の犯歴が多数あることがわかった。このほかにも、①平成 25 年から令和 5 年 2 月までに 4 回任意採尿を拒否し、うち 2 回の強制採尿で覚醒剤が検出されたこと、②過去に任意で尿を提出したことはなく、「令状がないと応じない」旨の言動を繰り返していたこと、③過去に「味見をしなければ密売人として活動できない」と供述していたことなどが判明した。

そこで、K 警部は、X 方の捜索および強制採尿が必要であると判断し、「被疑者の過去の採尿状況」として①を、「強制捜査の必要性」として②・③などが記載された捜査報告書を疎明資料として、X 方の捜索差押許可状および X から強制採尿するための令状を請求した。同年 8 月 5 日に両令状が発付されたが、それまでに K 警部らと X に接触はなかった。

同月 6 日、X 方の捜索差押許可状の執行に際し、K 警部らは、頬がこけ、呂律が回らないなどの X の様子から覚醒剤の自己使用の疑いを強め、尿の提出を求めて説得を繰り返したが、X が拒否したため、強制採尿に向けて令状の執行を開始した。その後も K 警部らは自然排尿を促したが、X は応じなかったことから、病院に連行し、医師がカテーテルを用いて採尿した。

上記強制採尿について、捜査法上問題となる点を指摘して適否を論じなさい。